

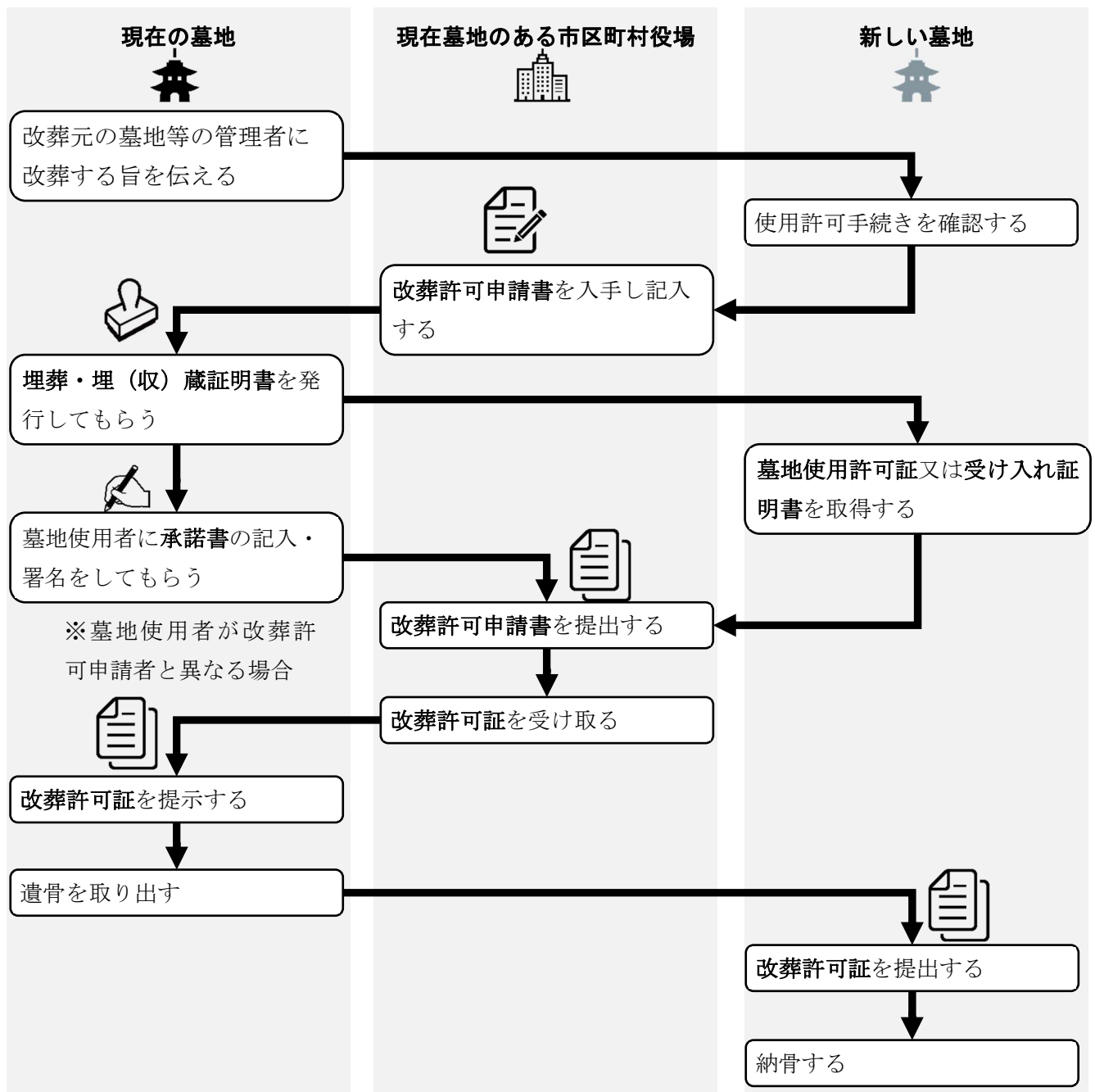
改葬許可証発行のための手続き

改葬とは

すでに墓地等に納めた遺骨を別の墓地等に移すことをいいます。

改葬を行うためには、現在遺骨が納められている墓地等が所在する市区町村が発行する改葬許可証が必要です。現在の墓地等が郡山市内にある場合は、郡山市の窓口で申請手続きを行ってください。

改葬の一般的な流れ



窓口申請

申請先	受付時間	閉庁日・休所日
郡山市役所市民課 各行政センター・連絡所	8時30分～17時15分	土曜日・日曜日／祝日・休日 年末年始（12/29～1/3）
郡山市民サービスセンター （ビッグアイ6階）	10時00分～19時00分	月曜日（祝日の場合も） 年末年始（12/29～1/3）

※改葬許可証の交付は翌日以降となる場合があります。期間に余裕を持ってお越しください。

※ご事情により即日交付をご希望される場合は、申請前にご相談をお願いします。

※手数料は無料です。

※窓口申請の場合でも、郵送による受け取りが可能です。郵送申請の項目をご覧ください。

郵送申請

郵 送 書 類	・改葬許可申請書（埋葬・埋（収）蔵証明、受け入れ証明及び承諾書を含む） ・改葬先の墓地使用許可証の写し（受け入れ証明が無い場合） ・住所と宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒 ※料金不足の場合は申請者様のご負担となります。
宛 先	〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所 市民課 改葬担当
注 意 事 項	・<u>昼間でも連絡可能な電話番号</u>を申請書に忘れずに記入してください。 ・提出書類に不備があった場合、確認のため市民課（024-924-2131）からご連絡することがあります。

墓地などに納めた遺骨を自宅へ引き取った後に改葬する場合

通常の改葬手続きに必要な書類の他に、遺骨引き取りの際に墓地管理者から出してもらった埋蔵証明書や遺骨引き渡し証明書が必要です。遺骨引き取りの際に埋蔵証明書や遺骨引き渡し証明書をもっていない場合には、遺骨を納めていた墓地の管理者に一度ご相談ください。

改葬にあたらない場合

火葬後一度も納骨せずに 自宅等に保管していた	・火葬後にお渡ししている火葬済証明がされた埋火葬許可証を納骨先の墓地管理者に提出してください。
改葬先を決めずに自宅に 遺骨を引き取る	・墓地管理者に埋蔵証明書や遺骨引き渡し証明書を交付してもらうようご依頼ください。改めて改葬をする場合に必要となります。
分骨をする	・墓地管理者に分骨証明書を交付してもらうようご相談ください。
散骨をする	・郡山市では、散骨について届出や許可申請などの制度はありません。 ・散骨業者などに依頼する場合には、散骨業者にご確認ください。